

■ 関連書式および記入方法

＜別添 1＞ 種子産業法施行規則〔別紙第22号書式〕

品種生産・輸入販売申告書

※ 裏面の作成方法を読んで作成して下さい。 (表面)

受付番号		受付日	処理期間	7日
申告人	氏名 (代表者)		生年月日 (外国人は国籍)	
	住所			
	法人名称		電話番号	
代理人	氏名		生年月日	
	住所		電話番号	
育成者	氏名		生年月日 (外国人は国籍)	
	住所		電話番号	
品種が属する作物の学名および一般名				
品種の名称				
品種育成過程の説明		(別紙使用)		
品種の特性説明		(別紙使用)		
種子業登録番号				

「種子産業法」第38条第1項および同法施行規則第27条第1項により上のように品種生産・輸入販売を申告します。

年 月 日

申告人(代理人)

(署名または印)

山林庁長
国立種子院長
国立水産科学院長

貴下

添付書類	1. 申告品種の写真または申告品種の写真が樹録されたカタログおよび種子試料(ただし、種子試料が苗木、栄養体または水産植物である場合には山林庁長・国立種子院長また国立水産科学院長が別に提出を要請した時期に提出を要請した場所に提出しなければならない) 2. 輸入適応性試験確認書1部(輸入適応性試験対象作物の場合のみ該当します) 3. 代理権を証明する書類 1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当します) 4. 「遺伝子組換え生物の国境を越える移動等に関する法律」第8条第3項によるリスク審査書1部(遺伝子組換え品種である場合のみ該当します) 5. 「植物防疫法」第17条による検疫合格証明書1部(同法第10条第2項により輸入できる禁止品のみ該当します) 6. 種子業登録証写本1部(最初の生産販売申告の場合のみ該当します)	手数料 電子：品種当2万ウォン 書面：品種当3万ウォン ※ 種子で増殖する1年生花き類の場合25品種単位当たり1件で処理します。
------	--	---

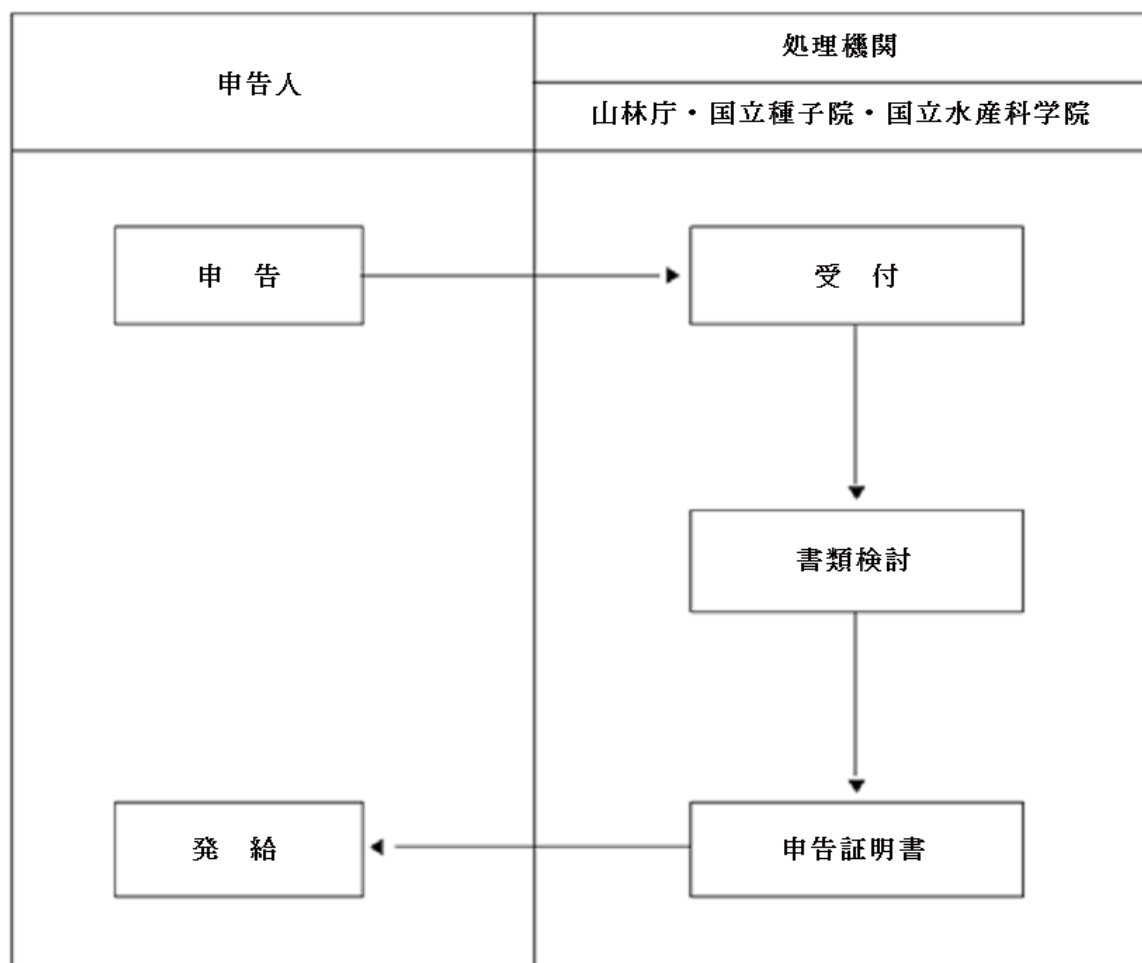
210mm×297mm[白上紙80g/㎡]

作成方法

1. “品種が属する植物の学名および一般名”欄には品種が属する植物の学名および一般名を次の例のように正確に記入する。
 [例] 学名：Allium cepa L., 一般名：玉ネギ
2. “品種育成過程の説明”欄は、輸入品種の場合には品種育成過程を説明しないこともできる。
 また、輸入販売申告者は“種子業登録番号”に記入しなくてもよい。
3. その他の事項は別紙第5号書式の作成方法に従い、“申請人”を“申告人”とみて作成する。

処理手続き

この申告書は次のように処理されます。



＜別添 2＞ 植物新品種保護法施行規則〔別紙第45号書式〕

新たな品種名称提出書

(表面)

受付番号	受付日	処理期間	7日
提出人	氏名	生年月日 (外国人は国籍)	
	住所	電話番号	
代理人	氏名	生年月日	
	住所	電話番号	
品種の 表示	出願番号 受付番号	出願日 受付日	
提出願人	[] 拒絶理由通報 [] 取消事由通報		
拒絶理由または取消事由			
通報を受けた日にち		提出締切日	
作物の名称		品種の名称	
新たな 品種名称	(ハングル)		
	(英文)		

「植物新品種保護法」第109条第5項および第117条第2項と同法施行規則第82条により上のよう
に新たな品種名称を提出します。

年 月 日

(署名または印)

提出人(代理人)

山 林 庁 長
国 立 種 子 院 長
国 立 水 産 科 学 院 長

貴下

添付書類	代理権を証明する書類 1部(代理人を通じて提出する場合のみ該当します)	手数料 なし
------	-------------------------------------	-----------

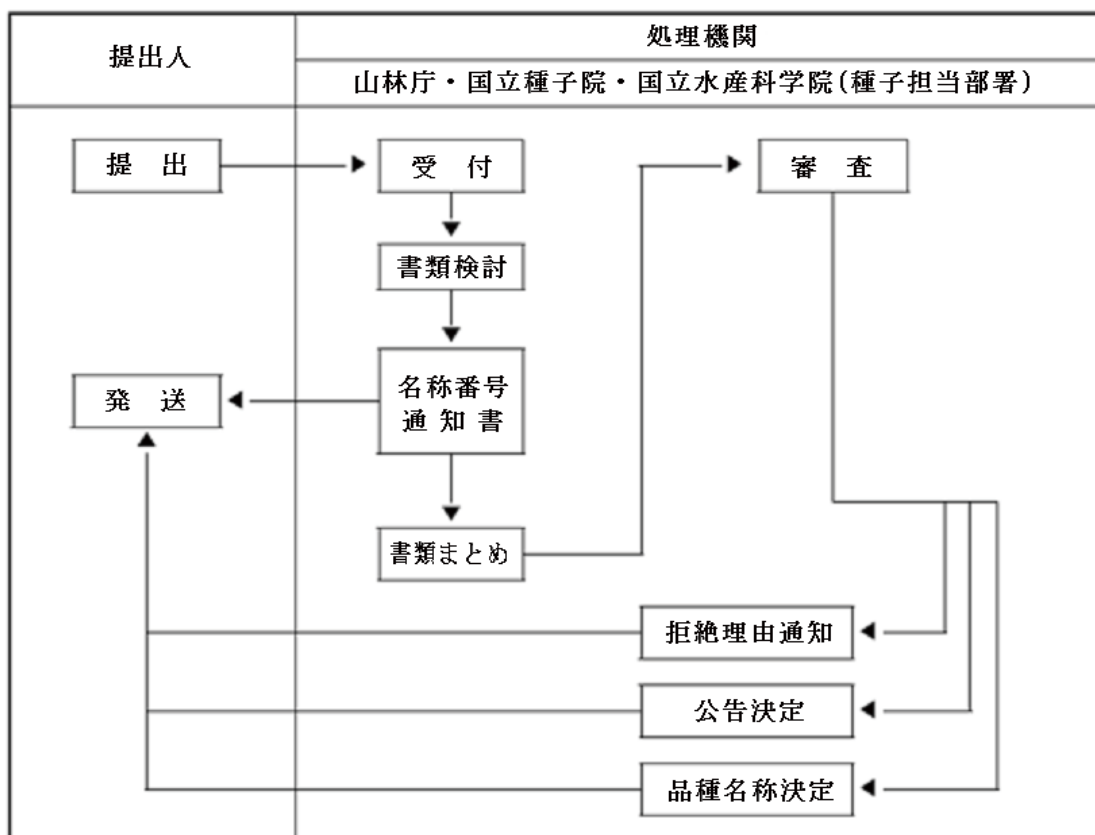
210mm×297mm〔白上紙80g/㎡〕

作成方法

1. “提出願人”欄は[]拒絶理由通報、[]取消事由通報の中該当欄にしるし(V)をして区分しなければならない。
2. “拒絶理由または取消事由”欄には審査官から受けた拒絶理由または取消事由を具体的に書くべきです。
3. その他の事項は「植物新品种保護法施行規則」別紙第2号書式の作成方法を従い、“申請人”を“提出人”に“申告書”を“提出書”とみて作成しなければならない。

処理手続き

この提出書は次のように処理されます。



＜別添 3＞ 種子産業法施行令〔別表 5〕

種子業の施設基準(第13条関連)

1. 野菜

区分	鉄材ハウス	育種圃場	実験室
規模	330m ² 以上	30a以上	
装備	精選機、乾燥機、包装機、水分測定器および発芽試験機各1台以上 (賃借使用を含む)		

備考

- ア. 育苗のみを行う場合には、鉄材ハウスに関する基準だけ適用する。
- イ. 種子を加工して販売したり種子を再包装して販売する場合には装備に関する基準だけ適用する。

2. 果樹

区分	育苗圃場	台木圃場	親株
規模	100a	30a	結実できる木、品種当り 5株以上
具備条件		自己所有であるか5年以上 の賃借権など使用権を確保すること	自己所有であること

備考

- ア. カンキツの育苗のみを行う場合には、台木圃場に関する基準は適用しない
- イ. 「農村振興法」第14条の2により設立された農業技術実用化財団は台木圃場の自己所有を代わりにして賃借権など使用権を確保した場合、賃借権の期間に関する規定は適用しない。
- ウ. 種子関連検定機関が病害虫がないことを認定した親株から生産された穂木を供給される場合には自己所有の親株を具備しなくても構わない。

3. 花き

区分	鉄材ハウス	育種圃場	実験室
規模	330m ² 以上	30a以上	100m ² 以上
具備条件			顕微鏡(500倍以上)1台
装備	精選機、乾燥機および包装機各1台以上(種子類の場合のみ該当する)		

備考

- ア. 交配などの方法で育種圃場のみで種子を生産する場合には実験室に関する基準を適用しない。
- イ. 組織バイオなどの方法で実験室のみで種子を生産する場合には鉄材ハウスおよび育種圃場に関する基準を適用しない。
- ウ. 種子を加工して販売したり種子を再包装して販売する場合には装備に関する基準だけ適用する。

4. キノコ

区分	実験室	準備室	殺菌室	冷却室	接種室	培養室	貯蔵室
規模	16.5m ² 以上	49.5m ² 以上	23.0m ² 以上	16.5m ² 以上	13.2m ² 以上	165.0m ² 以上	33.0m ² 以上
具備条件	ア. 顕微鏡(1000倍以上)1台以上 イ. 冷蔵庫(2000l以上)1台以上 ウ. 小型高圧殺菌機1台以上 エ. 恒温機2台以上 オ. 乾熱殺菌機1台以上	ア. 水道施設設置 イ. 入瓶機1台 ウ. 配合機1台 エ. 自熟釜1台(マッシュウルーム生産者のみ該当する)	ア. 高圧殺菌機 1) 圧力: 1.5~2.0LPS 2) 規模: 1回600瓶以上 イ. ボイラ: 0.4トン以上	エアコン施設または冷却施設	ア. 無菌状態を持続できる施設 イ. 紫外線など設置	室温20~25℃に調整できる恒温装置施設	室温1~5℃に調節できる冷却施設

5. 食用作物(法第15条による品種目録登録対象作物のみ該当する)

区分	鉄材ハウス	育種圃場	実験室
規模	330m ²	30a	
装備	顕微鏡(1,500倍以上)、発芽試験器、水分測定器、精選機、乾燥機および包装機各1台以上(賃借使用を含む)		

備考

ア. バレイショの場合には水分測定器および乾燥機は具備しなくてもよい。

イ. 種子を加工して販売したり種子を再包装して販売する場合には装備に関する基準のみ適用する。

6. その他作物(飼料作物および特用作物など)

区分	鉄材ハウス	育種圃場	実験室
規模		10a以上	
装備	精選機、乾燥機および包装機各1台以上(種子類の場合のみ該当する)		

備考：種子を加工して販売したり種子を再包装して販売する場合には装備に関する基準のみ適用する。